

(様式5)

評価機関『医療福祉評価センター』守秘義務に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、評価機関『医療福祉評価センター』（以下「本評価機関」という。）が実施する第三者評価事業に関する守秘義務について必要な事項を定めることにより、第三者評価事業の信頼性を高めることを目的とする。

(目的外使用の禁止)

第2条 本評価機関が収集する情報は、評価の実施に必要な最小限の情報とし、本評価機関は評価以外の目的には決して使用しないものとする。

(漏洩の禁止)

第3条 本評価機関は、評価を実施するうえで知り得た福祉サービス事業所（以下「事業所」という。）及び対象事業所の利用者等に関する情報を、第三者に漏洩しない。この義務は本評価機関と事業所とで交わされる評価契約終了後も同様とする。

(情報の提供)

第4条 前条の規定にかかわらず、本評価機関は、緊急を要する事項（明らかな法令違反により対象事業所の利用者に対するサービスの質が著しく低下している場合等）があった場合には、監督行政機関等に、事業所や対象事業所の利用者等に関する状況等の情報を提供できるものとする。

(評価事業所への報告)

第5条 本評価機関は、対象事業所の利用者への聞き取りの結果など、評価の実施に当たって得られた記入者等が特定される可能性のある情報については、記入者等が特定されないよう加工したうえで、事業所に報告するものとする。

また、実際に使用し、回答の記入された調査票等については、対象事業所やその他の第三者に漏洩しないように、評価終了後に破棄する等の処置を行うものとする。

(利用者等に関する情報等)

第6条 本評価機関は、対象事業所の利用者等に関する情報が記載された書類については、事業所への訪問調査を行う際に現地で確認することとし、事業所の外に持ち出さないこととする。

(事業所に関する情報等)

第7条 本評価機関は、事業所が業務上作成している内部資料等については、原則として事業所への訪問調査を行う際に現地で確認することとし、事業所の外に持ち出さないこととする。ただし、事業所の同意がある場合はこの限りでない。その場合、本評価機関は、事業所から提供された資料等を善良なる管理者の注意をもって保管し、かつ、この契約に係る評価以外の用途には使用しないものとする。

附 則

この規程は、平成18年2月1日から施行する。